

## 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和6年11月25日（月）  
午前10時開会、午後0時28分閉会  
場 所 第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
  - (1) 教育委員会関係
  - (2) 保健福祉部関係
  - (3) こども未来部関係
  - (4) その他
- 5 閉 会

### 出席委員（8名）

委員長 矢口 勝雄  
副委員長 田中 義法  
委 員 吉田 千鶴子  
委 員 鈴木 一彦  
委 員 勝田 達也  
委 員 福田 勝夫  
委 員 平岡 房子  
委 員 根本 法子

### 欠席委員（なし）

### 説明のため出席した者（25名）

保健福祉部長	羽生 元幸
社会福祉課長	坂本 英宣
障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	中川 光美
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
参事	中島 健一郎

教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	岩田 幸一
行政経営課長	天貝 健一
行政経営課公共施設マネジメント推進室長	川中 信樹

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。委員は全員出席でございます。それでは、説明に入ります。説明の順番は、教育委員会、保健福祉部、こども未来部、その他となります。まず、教育委員会の案件について、協議を行います。資料は、文教厚生委員会、令和6年、11月25日開催、教育委員会をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず、小・中学校管理員配置事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料①をお願いいたします。小・中学校管理員配置事業の補正予算（案）についてでございます。はじめに、1の補正の理由でございますが、令和6年10月1日から、茨城県の最低賃金が953円から1,005円に改定されました。これにより、本市会計年度職員である学校管理員報酬単価も月額14万1,499円から14万7,758円に改定となったため、当初予算に不足が生じることから、歳出予算の補正をお願いするものでございます。2の補正予算額は、歳出予算、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理員費、1節報酬で、今回補正額に記載の小学校管理員の報酬15名分の不足額56万4,000円でございます。同じく、3項中学校費、1節報酬で、今回補正額に記載の中学校及び新治学園管理員の報酬9名分の不足額33万8,000円でございます。私からの説明は、以上でございます。

○矢口委員長 委員の皆様から質問等はございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。小学校遊具大規模修繕事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 つづきまして、資料②をお願いいたします。小学校遊具大規模修繕事業の補正予算（案）についてでございます。今年度2件目となります。1

の補正の理由でございますが、この度、本市に事業所がございます共英製鋼株式会社から、ふるさと土浦応援寄付金、企業版ふるさと納税として、本市に1,000万円の寄付の申出がございました。そのうち、800万円につきまして、子ども、子育て支援事業として、小学校遊具の改修へ配分されることから、歳入歳出予算の補正をお願いするものでございます。活用につきましては、下高津小、右廻小、土浦二小、真鍋小の4校に記載の滑り台や雲てい等を設置する予定でございます。2の補正予算額ですが、歳入は19款寄付金、1項寄付金、1目ふるさと土浦応援寄付金、1節土浦ふるさと土浦応援寄付金で、補正額は今回補正額に記載の800万円となります。歳出は2項小学校費、3目学校建設費、14節工事請負費、補正額は今回補正額に記載の845万9,000円でございます。私からの説明は、以上でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますでしょうか。

○勝田委員 2点ほど伺わせてください。共英製鋼さんという会社というのは字からすると、鉄の関係の会社なのかなと思うんですけど、雲ていとか登り棒とかに何か関連した会社なんですか。

○矢口委員長 まず1点。それでいいですね。塚本課長。

○塚本教育総務課長 こちらは、旧新治村にありました関東スチールさんのほうが、2024年の3月をもちまして、こちらの共英製鋼のほうに吸収合併をされた企業でございまして、そちらからの寄付金となります。

○勝田委員 分かりました。それともう一つ。4校にそれぞれ寄付をいただくわけなんですけども、この4校というのは元々、滑り台とか、雲ていとか、登り棒とか、鉄棒とかっていうのを設置というか、これ更新になるのかな。これの要望が教育委員会のほうに上がっていたものが、この寄付金によって早まってしまうと、そういうようなことなんでしょうか。

○塚本教育総務課長 こちら、遊具の選定につきましては、毎年、遊具点検を行っております。その中でD判定として使用禁止となっている遊具がございまして、そちらのほうを政策も含めて、予算のほうを計上させていただいてるんですけど、それを前倒しして、例えばその同じ遊具が学校にないものプラス、遊具のほうが使用禁止となっている箇所が多い学校から優先して修繕を行っている状況でございまして。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。小学校口腔衛生推進事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長 資料のほうは③をお願いいたします。小学校口腔衛生推進事業の補正予算(案)について、御説明をいたします。1の補正の理由でございますが、現在小学校4校で実施しておりますフッ化物洗口事業につきましては、令和4年度の事業開始以来、県補助事業を活用してまいりました。しかし、今後、実施校の拡大に伴います事業費の増加が見込まれますことから、より有利な財源の国補助事業に切り替えるため、歳入予算の補正をお願いするものでございます。2の補正予算額でございますが、下段の17款、2項、7目教育費県補助金、5節小学校費補助金につきまして、6万円を減額更正し、上段の16款、2項、7目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金について、100万3,000円を増額補正するものでございます。また、今回切り替えます国補助事業でございまして、基準額が国の基準額でございまして、121万円でございますので、今年度の事業費100万3,0

00円は全額補助対象となるものでございます。なお、フッ化物洗口事業の概要及び実施校等の詳細につきましては、参考に記載のとおりでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。亀城プラザ指定管理者指定管理委託料の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 4番、亀城プラザ管理運営事業の補正予算（案）について、説明させていただきます。資料4を御覧下さい。補正の理由につきましては、指定管理者である産業文化事業団の4月1日付け人事異動に伴う人件費の減によりまして、不用額が生じるものでございます。補正予算額につきましては、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、指定管理に係る委託料110万1,000円を減額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問等ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。体育施設維持管理事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○寺崎スポーツ振興課長 資料の⑤をお願いいたします。体育施設維持管理事業は、霞ヶ浦文化体育会館管理委託料の増額補正でございます。1補正の理由は、いずれも人件費関連ですが、本体育館については4月1日付けの人事異動で、委託先の産業文化事業団職員1名が昇格したことにより、給与及び手当が増額となりました。また、それらに嘱託職員の最低賃金の引上げ分を加えますと、当初予算では24万円の不足が生じる見込みとなります。従って、2補正予算額となりますが、当該額を5項、3目、12節委託料の歳出増として要求するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。中学校指導者用教科書・指導者購入事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○岩田指導課長 資料6を御覧ください。中学校指導者用教科書・指導書購入事業の補正予算（案）について、御説明いたします。指導者用教科書・指導書購入事業につきましては、この後の資料7におきまして、財産の取得についての追認を求める件で御説明いたしますが、これまでの契約事務手続上の考えを改めまして、令和7年度の教科書の採択替えに伴う中学校指導者用の教科書、指導書及びデジタル教科書の購入につきまして、令和6年度中に教科書取扱店との仮契約と議会の議決を経て、令和7年4月に速やかな教科書等の納品が行えるようにいたしたく、債務負担を設定するものとなります。今回の補正ですが、市内7中学校及び義務教育学校後期課程分として、購入予定冊数見込みになりますが、それぞれ教科書622冊、指導書及びデジタル教科書544冊の購入分となります。今回の歳出補正額は、9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、10節需用費におきまして2,331万6,000円の増額となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、今、岩田課長から説明あったとおり、次の議案、財産の取得に関する議案がございまして、そちらも併せてもしあれば、次のところで併せて一緒に御質問いただければよろしいかなと思います。今の範囲に限り御質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○矢口委員長 つづいて、財産の取得（令和2・令和6年度小学校教師用教科書等の購入（追認））について、執行部より説明願います。

○岩田指導課長 資料7を御覧ください。指導課より、財産の取得について、令和2・令和6年度小学校教師用教科書等の購入について、御説明いたします。令和2年度、6年度に購入いたしました小学校の教師用教科書及び指導書、デジタル教科書について、本来であれば契約に当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産の取得においては、議会の議決が必要であったにもかかわらず、市議会の議決を経ずに購入していたことが判明いたしました。そのため、本件に係る契約手続を有効なものとするべく、遡って12月議会定例会におきまして、当該契約における財産の取得の追認を求める議案を上程するものです。はじめに、本件の購入、契約につきまして、概要を御説明いたします。小中学校の児童生徒が使用する教科用図書につきましては、国の教科書無償制度により無償で支給されておりますが、教員が使用する教科用図書及び指導書等につきましては、国の無償の対象外となっております。教師用教科用図書の価格は文部科学省告示で定められており、指導書等は教科書発行者が作成し、価格を設定しているところです。また、教科用図書、指導書等は、教科書取扱店に登録された書店からのみ購入が可能となっております。以上のことから、競争入札が適当でないとの判断の下、市として教科書取扱書店から随意契約により購入しているところです。教師用教科書、指導書等の購入につきましては、4年ごとの教科書の採択替えの年度に行われます。令和2年度、令和6年度での教員用教科用図書の購入につきましては、複数の取扱書店との契約における購入の合計額が2,000万円を超えることとなりましたが、主管課である指導課が議会の議決を経ずに購入しておりました。つぎに、本件が判明した経緯を御説明いたします。これまで、指導課では本契約に当たりまして、教科書、指導書、デジタル教科書と種類別に、また、納品時期に分けて複数書店と契約を交わしてきております。令和6年度を例に申し上げますと、令和6年度は債権者4事業所と教科書上巻、教科書下巻、指導書上巻、指導書下巻、そして、デジタル教科書と、5種類の契約を交わしておりますので、合計20の契約として行ってまいりました。購入方法につきましては、個別の契約ごとの購入金額では、2,000万円を超えていないことから、条例に規定する議会に付すべき契約及び財産の取得には該当しない案件と考えておりました。しかし、本年8月末から他自治体において、必要な議決を経ずに指導書を購入していた事案が判明した旨の報道を受け、県からの確認の連絡がございました。後に、契約目的が同一のものであれば、合算して1件の契約として取り扱うべきとの国の運用解釈を踏まえまして、過去に遡り契約内容を再確認いたしましたところ、議会の議決を経ずに令和2年度及び令和6年度の購入契約を行っていたことが判明した次第です。議会に付すべき財産の取得基準につきましては、職員に改めて周知徹底するとともに契約事項に関する事務手続のチェック体制を強化いたしまして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○矢口委員長 それでは、委員の皆様から質問、御意見等ございますか。

○福田委員 今、詳しい説明がありまして、今年の8月末に県のほうから確認の連絡がありましたと、こうなってるんですけど。こういう件はいずれにしても、今後慎重にやってもらいたい。それだけです。よろしく申し上げます。

○矢口委員長 ほかの方からはいかがでしょうか。

○鈴木委員 これ、国の判断というか文科省の判断でこうなったんでしょうけども、その判断が出たのは今年という解釈で良かったでしょうか。

○岩田指導課長 国の運用解釈につきましては、2,000万円を超える案件が、契約目的が同一のものであれば合算するという点については、以前からの運用解釈であったんですが、私ども指導課のほうで契約していた件につきましては、令和6年度に20件の契約を2,000万円以内で行っていたというような考えで手続を行っていたものですから、こちらのほうで確認ができていなかったということになります。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。つぎに、報告関係に入ります。専決処分報告(新治学園義務教育学校管理瑕疵に係る物損事故の和解)について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料はサイドボックスの資料⑧をお願いいたします。専決処分報告(新治学園義務教育学校管理瑕疵に係る物損事故の和解)について、御報告をさせていただきます。はじめに、1事故発生の日時及び2の事故発生の場所でございますが、令和6年9月9日月曜日、午前10時10分頃新治学園義務教育学校地内において発生いたしました。4の事故の概要でございますが、新治学園に勤務する職員が電動刈払機で校内の草刈を行っていたところ、飛び石によって、職員駐車場に駐車していた同校職員の自家用車の後方窓ガラスに直撃し、破損させてしまいました。2ページに事故発生場所及び車両損傷写真を掲載してございます。お手数ですが、1ページへお戻り願います。5の和解の概要でございますが、過失割合は土浦市が100%となり、市が加入している保険にて、相手方に対し車両修繕代及びその間の代車代としまして、総額14万9,754円を支払い、10月11日に和解となっております。再発防止として、作業の際は周りの状況を確認し、事前に車両の移動を行うなど、安全を十分に確認した上で作業するよう、作業時の留意事項につきまして、当該職員に対して指導するとともに、引き続き学校及び全管理員に対し周知徹底し、再発防止に努めてまいります。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。つぎに、その他に入ります。まず、上大津小学校整備基本設計中間報告について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 つづきまして、上大津小学校整備基本設計中間報告についてでございます。今年度末に上大津小学校基本設計を完了する予定でございますが、その進捗状況について、中間報告をさせていただきます。資料は⑨-2をお願いいたします。これまで、6月、10月の2回、基本設計検討委員会を実施したほか、7月から地域ワークショップ、教職員ワークショップ、児童ワークショップをそれぞれ開催しており、参加者からアイデアや御意見をいただいております。そのほか、これまで改築等を行った真鍋小、土浦小、新治学園の3校の教職員を対象に、各施設のメリット、デメリット等のアンケートの実施や、検討委員会委員やワークショップメンバーなどの参加による流山市2校の先進校視察を行いました。2ページ目をお願いいたします。この基本設計検討委員会は、上大津小学校区である8地区の区長、校長、PTA代表及び学識経験者2名を含む16名で構成をしております。検討委員会では、この後御覧いただきます基本設計案に対し、児童の安全、メ

メンテナンス性、地域交流など、様々な御意見をいただきました。来年1月の最終委員会では、今回示した案に、これまでいただいた御意見等を踏まえ、修正した基本設計を御提示する予定でございます。また、3ページ、4ページ目には、ワークショップの様子等の写真を掲載してございます。5ページ、お願いいたします。資料2と右側に書いてある資料になります。こちらは、配置計画案の比較表となります。左から案1から案3は、令和5年3月に策定した統合小学校整備基本計画において、配置ゾーニング例として示したものとなります。案4は、設計者からの提案である今回、事務局案として進めている基本設計案となります。建物のボリュームや駐車場の位置、工事期間も含めた児童動線の安全性など、比較検討し、11月の検討委員会では、案4の建物配置計画で御了承いただいたところでございます。お手数でございますが、資料の⑨の3をお開きいただきたいと思っております。1ページ目は、外構計画案となります。現在の上大津東小学校の北側、拡張部分に校舎と体育館を配置しております。検討委員会では、駐車場の台数不足や、子供農園のあり方、地域開放等のセキュリティの考え方などについて、御意見をいただいておりますので、課題を整理し、今後修正等を行ってまいります。2ページ、3ページ目は、施設内部計画案となります。建物の南側が普通教室や特別支援教室、教職員スペース、北側が特別教室棟と体育館となっております。特に特別支援教室や職員室、保健室、リフレッシュスペース等について、教職員ワークショップやアンケートからいただいた意見を反映したものとなっております。今後につきましては、今回お示した外構計画案、施設内部計画案を基に、完成度を高めてまいります。基本設計につきましては、改めて3月の文教厚生委員会において最終報告をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 では、私のほうから1件だけ。このことに関してだけではなくて、学校の整備全般について、お伺いしたいんですけど、今、社会環境として工事の人手不足とか、そういったこと、また、資材の高騰とかによって工事が遅れる傾向があるわけですね。その中で学校の整備に関しては、もし遅れるとなると、非常に影響が大きいということで、そういったことを見込んでの対策というか、検討はどういうふうに行われているのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

○塚本教育総務課長 設計のほうを含めまして、今年と来年で工事が8年、9年で外構、その後で3年間の工事期間を設けてるんですが、やはり人手不足っていうのは否めないところです。私どもとしましては、早期に工事に着工したく思っておりますので、来年度の実施設計を通常よりも早めまして、12月の補正を予定しております。債務負担をお願いするような形でスケジュールを組んでます。そして、8年度の早々に入札のほうを行う予定で、6月の議会では、その契約の案件について行いまして、2年間の十分な建設期間を設けたいと考えてございます。

○矢口委員長 私が質問したとおり、そういうことを見越して、前倒しで今までより進めてるっていうことでよろしいんですね。

○塚本教育総務課長 はい。

○矢口委員長 是非その方向で、今後もよろしくお願いいたします。ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。つづきまして、学校給食費の見直しに係る答申について、執行部より説明願います。

○小池学校給食センター所長 資料⑩をお願いいたします。学校給食費の見直しにつきましては、9月議会の本委員会において、本年8月23日付けにて、教育委員会より土浦市立学校給食センター運営審議会に諮問したことを御報告させていただきました。このことにつきまして、10月30日付けで、学校給食費の改定額及び改定時期について、答申をいただきましたので、御報告させていただきます。本市の学校給食費は、令和2年度に食品価格の値上げ及び文部科学省の学校給食摂取基準に適合するための改定が行われ、現在規定されている学校給食費の額となっております。それ以降は、学校給食費を据え置く中で、献立や主要食材、調理方法の工夫等により、安全安心でおいしい学校給食の提供に努めてまいりました。しかしながら、近年のエネルギー価格の上昇や物価高騰に伴う給食の基本物資であるパンや牛乳などの値上がりにより、副食費、おかずにかかる費用が圧迫され、給食の質や量、栄養価を維持することが難しくなってきたことから、令和4年10月分から賄材料費の増額分を公費で負担してまいりました。このように、現在の学校給食費と食材調達に係る賄材料費、実際に掛かっている食材費の額との間にかい離が生じていることから、学校給食費の見直しが必要となっており、今後も安全な食材を使用し、栄養価を保った給食を提供するために、学校給食費の見直しについて、土浦市立学校給食センター運営審議会に答申し、この度答申をいただいたものでございます。答申書につきましては、資料⑩-2のほうをお願いいたします。具体的な改定額については、2ページになります。まず、(1)改定額ですが、市立の小学校前期課程児童につきましては現行月額4,200円を5,280円に、中学校、後期課程生徒につきましては現行4,700円を5,910円に、市立の学校職員、茨城県立土浦第一高等学校附属中学校の生徒及び職員につきましては現行4,900円を5,910円に、給食センター職員等につきましては現行6,800円を7,810円に、施設見学等に係る試食につきましては現行381食当たり380円を440円に改定となります。(2)改定の時期につきましては、令和7年4月1日からとなります。つづきまして、改定額の算定根拠等を説明させていただきますので、資料⑩-3のほうをお願いいたします。まず、1改定額につきましては、今、説明したとおりでございますが、表の右から2番目、増額の欄で、市立の小学校及び中学校の増額がほかより大きくなっているのは、現行の給食費が月額200円の公費負担により低く設定されていることから、現行との比較では、増となる額が大きくなっております。2ページをお願いいたします。2基本的な考え方ですが、価格の設定におきましては、近年の物価上昇による影響、栄養価の充足率や、直近の米価格の上昇等を踏まえて算出いたします。3算定根拠ですが、まず(1)としまして、令和6年に作った給食を令和2年度に提供していたら幾らでできた、令和2年の価格に置き換えると幾らになるかというところから、上昇率を算出いたしました。上昇率としましては、表の右下、網の掛かっている1.167となります。なお、野菜につきましては、その時の天候状況により価格変動が激しいことから、比較対象のデータからは外しております。つづいて、(2)としまして、栄養価を満たすという観点から上昇率を算出いたしました。令和6年2月と4月の全献立をチェックし、栄養科が少し足りていないメニューの見直しをしてみました。何かを一品追加する。例えば、パンの時に鉄分強化のチョコクリームを追加するとか、フルーツを一品追加して、ビタミンCを強化するなどとする場合に、幾ら追加費用が必

要かというのを計算しましたところ、表の②の1食当たりに加算する額として、19.16円必要ですよとなります。令和6年度におきましては、物価高騰等の対応として、①の欄の公費負担額として、1食当たり25円の上乗せをしておりますので、それと先ほどの19.16円を合わせた額で、令和2年度からの上昇率を見ますと、1.163となります。この2つの指数につきましては、どちらも市の額が基準となっておりますので、これが客観的に妥当かどうかというのを確認するため、(3)として国が出しております消費者物価指数を示させていただきました。これは2020年、令和2年を100としており、現在の給食費も令和2年度に改定したものであることから、比較するには適した指数であると考えております。令和6年4月の指数としましては、1.164となっております、私どもで算出したものとほぼ同じであることから、物価の上昇率としては1.16が妥当であると判断いたしました。ただ今説明させていただいたとおり、令和6年全般までの食材費の上昇率は1.16となりますが、その後新たに考慮しなければいけない要因が発生してしまいました。ニュース等でも話題となっておりますが、お米の値上がりを考慮に入れないといけないう状況となりました。主食である御飯につきましては、公益財団法人茨城県学校給食会から弁当箱方式で購入しておりますが、9月の下旬に価格改定の通知がございまして、令和6年度産のお米の価格が1キログラム当たり200円以上上がったということで、それに伴い御飯の価格も11月分から大幅に上がることになりました。具体的な1食当たりの値上がり額としましては、小学校低学年用の70グラムが14.54円、小学校中高学年用の90グラムが18.70円、中学生以上の110グラムが22.85円値上がりすることとなりました。今までの御飯の価格はほぼ毎年上がっておりましたが、ここまで大きな値上がりとなりますと、さすがにやりくりができませんので、この分を別途見積もる必要が出てきました。(4)が米価格の上昇分となります。御飯の提供はおおむね週3回となっておりますので、週5日のうちの3回、5分の3を掛けた額、小学生で10.43円、中学生で13.71円を加算することになります。以上のことを踏まえて改定額を算出しますと、3ページのほうをお願いいたします。表を御覧ください。左から2番目、令和2年度、現在の給食費の1食当たりの額を基準額としまして、物価上昇率の1.16を掛けます。それに、お米の値上がり分、小学校で10.43円、中学生等で13.71円を加算します。これを月額に直しますと、一番右の改定額となります。なお、給食センターと試食につきましては、調理等委託料の1食当たりに掛かる経費105円を加算した額となっております。以上が改定額の算定根拠等の説明となります。今後はこの答申内容を踏まえまして、市として適正な給食費の額を検討してまいりますので、決まりましたら改めて御報告させていただきます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 この件に関しましては、私たち文教厚生委員会で先日、学校給食センターにお伺いして詳細な説明を受けてきたところであります。今後も子供たちの成長に大きく関わる学校給食に関して私たちも大きな関心を持って臨んでまいりますので、よろしく願いいたします。つづきまして、上高津貝塚ふるさと歴史の広場長寿命化改良事業の進捗状況について、執行部より説明願います。

○比毛上高津貝塚副館長 恐れ入りますが、サイドブックの資料⑩をお願いいたします。上高津貝塚ふるさと歴史の広場からは、考古資料館の長寿命化の進捗状況の報告をさせていただきます。今年度、考古資料館の長寿命化の基本設計実施設計の予定でしたが、6月の一般競争入札及び8月の指名競争入札のいずれも不調になりました。主な理由は、設計業界全体における主任技術者の人材不足が最も大きいところがございます。業者に対する聞き取り調査の結果、まず技術者不足により設計業者が、更に外部に設計を委託する際の価格の上昇、次いで、長寿命化工事に必要なアスベストや建築構造等の外部委託調査費用の上昇、更に急激な物価高騰による全体的な諸単価の上昇によるものでございました。今後は設計金額の増額と仕様見直し、発注時期を2月に変更し、設計業者が応札しやすい条件に整えます。今後のスケジュールにつきましては、12月の当議会へ繰越明許費を上程いたします。議決をいただき次第、直近の一般競争入札日である2月25日に入札を予定いたします。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

○勝田委員 いろいろ大変です。この不調の理由というところの中に、金額もありますけれども、設計の基準、経験値の話なんですけども、その話がありましたよね。あちらは見直されるんですか、そのまま行かれるわけですか。予定は。

○比毛上高津貝塚副館長 考古資料館につきましては、国指定の重要文化財の資料取扱い、なおかつ、埋蔵文化財の調査のセンターとしての機能も果たす建物でございますので、設計に対する内容につきましては、同じものと考えております。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。令和7年土浦市二十歳のつどいについて、執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 令和7年土浦市二十歳のつどいについて、御説明させていただきます。資料の12を御覧ください。令和7年1月12日の日曜日、成人の日の前日に当たります3連休の真ん中の日に、クラフトシビックホール土浦で二十歳のつどいを開催させていただきます。1,348人を対象として12月に案内状を送付いたします。後日、皆様にも御案内させていただきますので、御出席くださいますようお願いいたします。

○矢口委員長 こちらについては、いかがでしょうか。

○勝田委員 二十歳のつどいなんですけど、ここしばらくは、式典の内容というのは同じようなものを踏襲されてるように感じるわけなんですけども、実際に実行委員さんとかがお考えになっていると思いますが、この内容に関して違う内容をやったほうがいいんじゃないかとか、そういう御意見というのは出るものなんでしょうか。例年どおりで皆さん満足されているのであれば、それで結構かと思うんですが、いかがなものなんでしょうか。

○矢内生涯学習課長 こちらのアトラクションにつきましては、各中学校単位の運営委員のほうで各校4名程度に入っていて、今年に限っては9月の20日の日に1回目の運営委員会を設けました。その中で、今回のアトラクションについて、皆さんで協議していただいて、昨年がアトラクションの中では恩師のビデオメッセージ、こちらも見えていただいて、話し合った結果、今年も今回も同様の形でやりたいという意見が出ました。ただ、去年ですと、恩師のビデオメッセージの中に各校1つクイズみたいなものを取り入れて実施したんですけど、今年につきまして

は、各校がアレンジして、どのような形にするかっていうのは、自主的に考えるということで、クイズを必ず取り入れるというものではないという形になりまして、各運営委員の中で話し合いを設けて、実際やりたいものにするという形にはなりました。

○勝田委員 そうしますと、運営委員さんのアイデアが取り入れられているというように理解でよろしいんですね。

○矢内生涯学習課長 そのとおりでございます。

○矢口委員長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか、何か執行部からございますでしょうか。

○入野教育長 執行部からは特にございません。

○矢口委員長 委員の皆さんからはいかがですか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、教育委員会は終了といたします。お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、保健福祉部を行います。再開は10時55分といたします。

(午前10時48分休憩)

(午前10時55分再開)

○矢口委員長 再開いたします。つづきまして、保健福祉部の案件について、協議を行います。資料は保健福祉部をお開きいただきたいと思います。まず、令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)(生活保護対策事業)について、執行部より説明願います。

○坂本社会福祉課長 資料の①令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)の資料をお願いいたします。生活保護対策事業の補正になります。補正理由が2点ありまして、1点が会計年度任用職員の報酬見直しに伴い、社会福祉課生活保護系の会計年度任用職員の報酬に不足が生じることから、増額補正をお願いするものです。もう1点が、オンラインで行っております生活保護の資格確認のシステムで、ネット回線に設定変更が発生いたしましたことによります保守委託料の増額補正をお願いするものです。補正予算額は、職員の報酬と委託料合わせまして83万5,000円となります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)(生活保護事業)について、執行部より説明願います。

○坂本社会福祉課長 資料の②をお願いいたします。生活保護事業になります。補正の理由になりますが、2の事業概要にお示したように、生活保護は全部で8つの扶助費を支出しておりますが、保護受給世帯が予想以上に増えているという現状がありまして、今年度扶助費の不足が見込まれますことから、税額補正をお願いするものでございます。なお、扶助費は国から4分の3が補助されますことから、併せまして歳入についても補正をお願いするものでございます。補正額は、歳入が3,390万1,000円、歳出が4,520万2,000円となっております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)(つくしの家管理運営事業)について、執行部より説明願います。

○白田障害福祉課長 資料は引き続き、資料③令和6年度土浦市一般会計補正予算をお願いいたします。つくしの家管理運営事業の補正でございます。資料に沿って御説明させていただきます。1番補正の理由でございますが、つくしの家会計年度任用職員の報酬単価の一部改定に伴いまして、つくしの家管理運営事業費予算が不足することによる増額補正をお願いするものでございます。2番概要といたしましては、本市の会計年度任用職員の一部職種におきまして、本年10月分より報酬単価の改定があり、これに伴う予算の確保を行うもので、対象となりますつくしの家職員は、調理員で2名でございます。3番補正予算でございますが、調理員2名分合わせまして、つくしの家管理運営事業、16万9,000円の増額でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。土浦市老人福祉センター「つわぶき」の指定管理者の指定について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 資料のほうは④をお願いいたします。土浦市老人福祉センターつわぶきの指定管理者の指定について、案でございます。1番の提出理由でございますが、土浦市老人福祉センターつわぶきについては、令和2年度から指定管理者制度により、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行わせてきましたが、その指定期間が令和7年3月31日をもって期間が満了となっております。新たに指定管理者を指定することに伴い、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を必要とすることから、議案を提出するものでございます。2番の施設名称といたしましては、土浦市老人福祉センターつわぶき、3番の指定する法人は社会福祉法人土浦市社会福祉協議会、4番の新たな指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、5番の主な業務は施設の維持保全、施設の使用許可、使用料の徴収などでございます。6番の選定理由でございますが、土浦市社会福祉協議会は当施設を令和2年度から管理運営を行ってきた実績があり、現行の当該施設の管理運営状況及び提出された事業計画書等を審査した結果、平等利用の体制、サービス向上の意識、施設の有効活用方策、経費節減の方針など、安定した管理運営能力を有するものと判断し、指定管理者候補者として指定遂行能力を有するものと選定したものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 次にまいります。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)(社会福祉協議会事業)について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 資料5をお願いいたします。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第5回)(案)(社会福祉協議会事業)につきましては、土浦市老人福祉センターつわぶき指定管理者指定管理料、債務負担行為の設定でございます。先ほどの土浦市老人福祉センターつわぶきの指定管理者の指定についてで御説明いたしましたとおり、令和7年4月1日から5年間、新たな指定管理者に当施設の管理運営を担っていただくことに当たり、年度当初から円滑に業務に着手するため、今年度中に契約行為等を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでござい

ます。施設名称等は、先ほど御説明したとおりでございます。3番の債務負担行為の設定額につきましては、1億4,950万円となります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和6年度土浦市一般会計補正予算（第5回）（案）（老人福祉センター等整備事業）について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 資料の6をお願いいたします。令和6年度土浦市一般会計補正予算（第5回）（案）について、老人福祉センター等整備事業でございます。1番の補正理由でございますが、土浦市ふれあいセンター「ながみね」の多目的ホールの照明器具につきましては、平成15年度の事業開始時に設置された電動昇降装置付きの物を使用しており、21年経過しております。この照明器具につきましては、不点灯が見られたため、点検を行ったところ、電気昇降装置は稼働できない状態であり、対応年数の15年を既に経過してございましたことから、照明器具の更新工事を行うために、増額補正をお願いするものであります。2番の事業概要でございますが、この電動昇降装置を撤去しまして、LED照明の器具を新たに設置するものでございます。3番の補正予算額につきましては、工事請負費114万2,000円の増額でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 では、次にまいります。令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）（案）（高齢者等在宅生活支援配食サービス事業）について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 資料7をお願いいたします。令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第2回）（案）について、高齢者等在宅生活支援配食サービス事業でございます。1番の補正理由でございますが、本事業は、高齢者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、食事の調理及び調達が困難であり、かつ、見守りが必要な高齢者に対し、定期的な食事の提供を行い、安否の確認を行っているものでございます。令和7年度新たに業務委託することに伴いまして、委託事業者が円滑に業務に着手することができるようにするため、令和6年度中に契約行為等を行う必要があることから、また、安定的な食事の提供を確保するため、債務負担行為の設定を行うものでございます。2番の事業の概要につきましては、市内に居住する虚弱、身体の障害、疾病等の理由により調理が困難な一人暮らし高齢者又は高齢者世帯、特定疾病に該当する2号被保険者等に対しまして、昼食夕食のうち、利用者が希望する食事を配送、また、食事の配送時に直接利用者に手渡し、安否の確認を行うものでございます。利用者の自己負担は1食当たり400円、委託期間は令和7年度から令和9年度までの3年間でございます。3番の債務負担行為設定額は、4,562万2,000円となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますでしょうか。

○吉田（千）委員 この予算は、大体何人ぐらいと想定されているのでしょうか。

○矢口委員長 刈山課長、ついでにもうちょっと事業の概要、どういうサービスを行っているのか、詳しく併せて説明いただければと思います。

○刈山高齢福祉課長 こちらの事業につきましては、いわゆる宅配のお食事を使っている事業者に委託をしまして、その宅配事業者のほうに、食事の希望される方の

登録を行います。登録された方の御自宅に昼食、ないしは夕食をその業者が配送いたします。そこで配送をただ置いてくるのではなく、安否確認ということが一番大事になってきますので、そこでコミュニケーションを取っていただいて、安否を確認していただくというようなものでございます。それで、人数のほうは10月末現在は115人の方が御利用なさってます。この配食につきましては、年度で計算します。3年間で10万3,685食というような計算をしております。こちらは例年の実績です。そういったところから見込んであるというものでございまして、ちなみに、令和5年度はちょっとこれよりも数が多いんですが、124人の方がいまして、3万4,125食というような実績でございました。10月末現在で若干少なくなっているんですが、平均すると、115ぐらいかなというようなことで考えてございます。

○矢口委員長 もう少し詳しくお伺いしてもよろしいでしょうか。この利用者が希望する食事ということで、基本的に昼食、夕食を希望される方は、毎日届けるのか、それとも何月何日にスポットで届けるとか、あらかじめ決めて届けてるのか。そこら辺は。

○刈山高齢福祉課長 原則としましては、1週に2回以上必要な方ということで、それ以上の数については、規制は特にございません。ただ、来てくれた方に、安否確認の際に400円を支払うということをやっておりますので、量が多くなると、当然負担も大きくなるというようなことがございます。

○矢口委員長 要するに、安否確認を兼ねてるから、必ず手渡しして代金を回収する。あと、利用頻度も最低週2回でしたよね。それだけやってるから、安否確認につながってるということを理解いたしました。ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 資料8をお願いいたします。土浦市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)についてでございます。1番の改正理由につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令によりまして、条例の基準となる国の基準が改正されたために、省令に合わせて対象となる条例を改正するものでございます。2番の主な改正の内容につきましては、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化でございます。1つ目が(1)のほうになりますが、地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするというものでございます。この常勤換算方法につきましては、例えば常勤で保健師さんを1名雇わなければいけない。週40時間というようなことで配置をいたします場合には、常勤で雇用ができない、この専門職の雇用は結構厳しいものがございますので、そういったところが非常勤職員の2名を例えば月、火、水の週3日間、1日8時間とすると、24時間と木、金ということで、もう1人を週に2日でございまして、16時間ということで雇用すれば、合わせて40時間になりますので、これで常勤職員1名を算定するというようなものでございます。2つ目のほうが地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとに、第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,

000人未満ごとに、地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該5つの地域包括支援センターがそれぞれ3職種の職配置基準を満たすものとする。また、この場合につきましては、質の担保の観点から、当該5つの地域包括支援センターは、3職種のうち、いずれか2職種の職員を配置しなければならないとするものでございます。まず、この3職種といたしますのは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門医又はこれに準ずるものでございます。下の図を見ていただきまして、左側が改正前で、右側が改正後になるわけですが、改正前の図を見ていただきまして、市内に3つの地域包括支援センターがあると仮定しまして、それぞれが被保険者6,000人としますと、3職種1名ずつ、いわゆる、青、オレンジ、紫の配置が必要でございました。6,000人に1人です。これを緩和しまして、右側にしますと、改正後の図では、市の全体数の被保険者1万8,000になりまして、3職種がそれぞれ3人ずつ、全体で9人配置すればよいというようなこととなります。ただし、この図を見ていただきまして、ちょっと見づらいんですけども、左側でオレンジと紫です。この職種が違うってことで色を変えてるんですけども、この2種類、右側が3人なんですけれども、この青い2人と真ん中にオレンジということで、種類としては2種類になりますので、3人はいるんですけども、2種類の職種、2職種になるということでございます。この職種は質の担保から、この2職種を確保して、市全体では3セット、9人いれば配置のほうはクリアできるというような条文のいわゆる緩和になってございます。3点目の施行日につきましては、公布の日からとなります。次ページ以降に4番としまして、新旧対照を添付してございます。

○矢口委員長 ただ今の説明について、質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 次にまいります。つづきまして、債権の放棄(出産費資金貸付金)(案)についてです。事前委員会の資料においては、個人情報情報は削除しておりますが、定例会中の本委員会では、議案書にて個人情報記載されておりますので、御了承願います。執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 資料の9をお願いいたします。債権放棄についてのうち、出産費資金貸付金について、御説明いたします。1、議案の趣旨としましては、出産資金貸付金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条、第1項、第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。2債権の概要の(1)債権の目的としては、出産費の資金のために貸し付けるものになります。ここで、出産育児一時金と出産費資金貸付制度について、説明させていただきます。出産費資金貸付金とは、出産予定日まで1か月以内である土浦市の国民健康保険の被保険者が属する世帯の世帯主に対して貸し付けるものでございます。この際、国民健康保険税を完納している方限定でございます。自己負担分のお支払が困難な方が、この出産費資金貸付制度を利用して、出産育児一時金を担保として、貸付金をこの制度から借り、病院への支払いを済ませます。その後に出産育児一時金の申請をして、出産育児一時金分をもらい受けたら、出産費資金貸付金に返還をしてもらう制度でございます。貸付限度額は出産育児一時金の額の10分の9に相当する額とし、貸付利率は無利子、償還期限は出産育児一時金の支給日としております。借り主は、資金を貸付けた後に、出産前に国保の資格を喪失しました。そのため、出産育児一時金が支給されず、返還請求を行うも生活困窮等の利用により、一部返還があったのみで、市外転出後に所在不明となっております。そのため、貸付金を回収できず

に債権として残ったものでございます。(2) 債権の種類としては、私債権になり、(3) 消滅時効の期間は債権発生日の翌日から10年となります。3番債務者の人数は2名で、4番放棄する債権の総額は48万4,000円となります。5番の放棄の理由としては、債務者番号1と2は、当該債権の消滅時効期間の経過により、今後の徴収が極めて困難であるため、債権を放棄するものでございます。なお、債務者番号1、2とも徴収努力を続けるも、お支払がなく、債務承認書送付により、最終の支払意思確認をするも、1については支払の確認ができないもの、2については連絡も支払も確認できないものとなってございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 参考までに教えてください。この制度を利用する件数は分かりますか。利用されてる方がどのぐらいか。

○武井国保年金課長 今、出産の貸付金制度自体はもうなくなってしまいました。現在は出産一時金ということで、直接病院のほうへ市から支払うというようなことで、実際の出産費用が上回った負担分に関しては、被保険者の方が払うという形になってございます。

○矢口委員長 ということは、今後こういった債務が発生する可能性はないということですか。

○武井国保年金課長 ございません。

○矢口委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。債権の放棄(高額療養費貸付金)(案)について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 つづきまして、資料の10をお願いいたします。債権放棄についてのうち、高額療養費貸付金について、御説明いたします。1、議案の趣旨としましては、高額療養費貸付金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条、第1項、第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。2、債権の概要としましては、(1)債権の目的は、高額療養費の支払のために貸し付けるものでございます。ここで、高額療養費と高額療養費貸付制度について、簡単に説明させていただきます。高額療養費とは、1か月に支払った医療費の一部負担金、いわゆる自己負担分が一定額を超えたときに、申請により超えた分が高額療養費として支給されるものでございます。限度額は70歳未満の人と70歳以上、75歳未満の人とは異なり、また、所得区分も異なってございます。高額療養費は、病院の支払が終了してから、その領収書をもって一定額を超えた分が支払われます。限度額適用認定書等を医療機関で提示すれば、医療機関の窓口の支払は、限度額までとなります。ただし、70歳未満の滞納者の場合は不可となっております。自己負担分のお支払が困難な方が、この高額療養費貸付金制度を利用して、高額療養費分を担保として貸付金をこの制度から借り、病院へのお支払を済ませます。その後、高額療養費の申請をして、高額療養費分をもらい受けたら、高額療養費貸付金に返還をしてもらう制度でございます。貸付限度額は高額療養費の額の10分の9に相当する額とし、貸付利率は無利子、償還期限は高額療養費の支給日としております。当時、国保年金課から高額療養費申請の勧奨通知を送付していたにもかかわらず、申請してもらえず、給付できる時効の2年が過ぎてしまったものでございます。そのため、貸付金を回収できずに債権として残ったものでございます。(2)債権

の種類と（３）消滅時効の期間については、出産費資金貸付金と同じ私債権と債権発生日の翌日から１０年となっております。今回、債権放棄する人数、債務者人数は１５人でございます。放棄する債権の総額は、３６７万９、７０８円となっております。放棄の理由としましては、債務者番号１から１５は当該債権の消滅時効期間の経過により、今後の徴収が極めて困難であるため、債権を放棄するものでございます。なお、債務者番号８と１１は、居所不明のものとなります。また、債務者番号１、３、４、６、１０、１５は、徴収努力を続けるも支払がなく、債務承認書送付により、最終の支払意思を確認するも、連絡も支払も確認できないものとなっております。説明のほうは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問ございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正（案）について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 資料の１１をお願いいたします。土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、御説明いたします。今回の改正理由ですが、令和２年度の税制改正により、所得税法上の控除対象扶養親族から除外された国外居住親族について、県の医療福祉制度では現行どおり、所得制限額に加算できるよう、県の要領等の改正が行われました。それに伴い、現行の県制度維持に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。今回、控除対象扶養親族から除外される国外居住親族については、２の改正内容中の３項に記載されております表の白い部分でございます。なお、土浦市におきましては、この要件に該当している方が現在のところを確認できてございません。

○矢口委員長 ただ今の説明について、質問ございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。令和６年度土浦市一般会計補正予算（第５回）（案）（各種予防接種事業）について、執行部より説明願います。

○佐藤健康増進課長 資料１２をお願いいたします。予防接種後の健康被害救済への給付金に係る増額補正でございます。昨年度末まで実施しておりました新型コロナワクチンの特例臨時接種後の副反応による健康障害を生じた方が新たに３名ございまして、厚労省の審議の結果、認定を受けましたので、医療費等の給付を行うものでございます。なお、財源につきましては、１０分の１０国の補助がございます。補正額といたしましては、歳入歳出とも同額で、４、５６１万４、０００円でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

○勝田委員 ３名で４、５００万ということですね。このとおりでしょうけど、ちょっと額が大きいので、驚いたところなんですけども。これは、額がもう国で最初から定められてるものでしたでしょうか。１人当たり幾らとか。それとも、実際に掛かったものを補償するということでしたか。

○佐藤健康増進課長 今回、３名のうち、お一方亡くなられた方がいらっしゃいまして、その方についての金額が４、０００万を超える額となっております。給付の種類につきましては、医療費については実費相当、その他医療手当は月々決まった額がございまして、死亡一時金、それから、葬祭料などについても国が定めた額がございまして。

○勝田委員 ちなみに、ほかにお亡くなりになった人は今までいらっしゃったんですか。

○佐藤健康増進課長 亡くなられた方はこの方が初めてとなります。

○矢口委員長 ほかに質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にその他に入ります。パブリック・コメント実施案件について、執行部より説明願います。

○佐藤健康増進課長 ⑬-1をお願いいたします。土浦市第四次健康土浦21、こちらは土浦市の健康増進計画、食育推進計画になるものでございまして、健康増進法及び食育基本法に基づき、令和2年度に策定しました現行の第三次の計画が今年度で満了となりますことから、令和7年度から18年度までの12年間を計画期間期間とします第四次計画を策定するものでございます。パブリックコメントの実施期間は、12月10日から1月7日までの期間を予定しております。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で提出された資料の説明は終了しました。それでは、その他、何か執行部からございますでしょうか。

○吉田(千)委員 大変恐縮です。先ほど聞き忘れてまして、今分からなかったら、次回で結構なんですけど、生活保護事業の社会福祉課のところ、世帯が国も伸びているけれど、土浦も伸びてるよというお話でしたので、ここ2、3年の状況でどのくらい伸びているのか。また、受給世帯は、単身者が多いのかどうか。その辺も含めて教えていただければと思います。

○坂本社会福祉課長 生活保護世帯なんですけど、令和4年度の世帯数が1,233世帯なんですけど、現在令和6年の10月末現在で1,292世帯、令和4年度の時の人数が1,465人だったのに対し、現在は1,513名。この方々が生活保護となっておりますので、年間では、50人程度の増加になるのが大体予想されております。

○吉田(千)委員 単身世帯が多いのどうか。その辺が分かれば。

○坂本社会福祉課長 こちらのほうなんですけど、令和6年度の現在の状態でお話させていただくと、高齢者世帯が全体の61.5%、795世帯というような形になってまして、そのうち、高齢者の93%は単身世帯というような形になっております。その後になってきますと、障害者世帯等々が全体の14.6%になりますので、ほとんどの方が高齢者世帯の単身というのが現状となっております。

○矢口委員長 それでは、執行部からほかに何かございますか。

○羽生保健福祉部長 執行部からは特にございません。

○矢口委員長 委員の皆様からは何かございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で保健福祉部は終了といたします。暫時休憩します。11時50分からすぐに再開いたします。お疲れ様でした。

(午前11時46分休憩)

(午前11時50分再開)

○矢口委員長 再開します。つづきまして、こども未来部の案件について、協議を行います。資料はこども未来部をお開きください。議案関係に入ります。まず、土浦市立保育所条例の一部改正(案)について、執行部より説明願います。

○中川こども政策課長 それでは、資料1をお願いいたします。土浦市立保育所条例の一部改正（案）につきまして、御説明をいたします。今回の改正ですけれども、土浦市公立保育所民間活力導入実施計画に基づきまして、霞ヶ岡保育所が令和7年4月1日付けで民間に移管となりますことから、今年度末に当保育所を廃止とすることで、条例の条項から削除をするものです。施行予定日は、令和7年4月1日からとなります。別添の資料1と2は改正案文、資料1と3は、新旧対照表となりますので、後ほど御覧いただければと思います。

○矢口委員長 委員の皆様から質問等ございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。児童手当支給事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○中川こども政策課長 資料2をお願いいたします。児童手当支給事業の補正予算（案）について、御説明申し上げます。今回の補正の理由としまして、素手に御案内のとおり、本年10月1日から児童手当が改正となり、第3子以降の算定基準の変更により、扶助費の増額補正、また、歳入においても、国、県の負担割合が変更となることから、併せて歳入補正もお願いするものです。今回の児童手当の改正は、2の事業内容にもございまして、支給対象者の拡大、それから、所得制限の撤廃、その他に第3子の判定基準が高校生年代から大学生年代に引上げとなりました。大学生年代に当たっては、住所が市内にない場合があります、（4）にありまして、当初見込みより該当者が多くありまして、支給額も増加する見込みとなりました。また、補助率についても、今回の改正では、国の負担が大きくなりますことから、市負担が減少する見込みとなります。補助率については、（5）にございまして、次のページ、2ページをお願いいたします。こちら、補正予算額につきましては、歳出で1,293万5,000円の増額となります。詳細は、表のとおりとなります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。児童扶養手当支給事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○中川こども政策課長 資料3をお願いいたします。児童扶養手当支給事業について、御説明をいたします。今回の補正の理由ですけれども、令和6年4月以降の支給月額の上上げ、また、11月からの制度改正に伴いまして、改定額が確定したことから、扶助費の増額補正をお願いするものです。2番の事業内容にございまして、支給月額の上上げというのは、消費者物価指数により変動するもので、例年、毎年上がっている状況でございまして、大きな2番目の（4）にありまして、本体額では約1,360円が増額となっております。また、11月の制度改正の内容につきましては、受給者本人の所得限度額が引上げになり、第3以降の加算額が引上げとなっております。この11月改正分につきましては、1月の支給分からとなります。また、歳入につきましても、国の補助分を増額補正させていただきます。3番の補正予算額では、歳出で3,385万5,000円の増額をお願いするものです。詳細は表のとおりとなります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。私立保育園運営事業及び私立認定こども園運営事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 私立保育園運営事業及び私立認定こども園運営事業の補正（案）について、御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、私立保育園運営事業及び私立認定こども園運営事業につきましても、昨年度の事業になりますが、どちらの事業も対象児童が当初の見込人数を下回り、昨年度の交付金の返還が必要となったことから、増額補正をお願いするものでございます。2番の補正の概要ですが、私立保育園運営事業の対象の交付金のほうは、子供のための教育保育給付交付金になります。こちらのほうの超過交付額のほうが793万円、返還金になります。（2）の私立認定こども園運営事業の対象の交付金のほうは、子育てのための施設等利用給付交付金になります。こちらの超過交付額のほうが1,808万円、返還金になります。3番の補正予算額のほうなんですけど、歳出になりまして、合計で2,601万円、詳細につきましては、こちらの表のとおりになります。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。病児・病後児保育事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 病児・病後児保育事業の補正案について、御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、今年度、補助金の基準額のほうが増額された病児・病後児保育事業につきましては、病児対応型を実施しているキッズケア「なおる一む」におきまして、利用者が想定より多く、また、休園していた愛保育園につきまして、病後・児保育事業を今年の10月から再開したことによりまして、予算の不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。2番の事業の概要ですが、まず、（1）事業内容につきましては、病児・病後児保育事業は、保護者が就労等により、子供が病気の際に家庭での保育が困難な場合、医療機関、保育所等に付設された専用スペース等で病気の子供を一時的に保管保育する事業でございます。（2）の予算要求内容につきましては、当初予算よりも不足が見込まれるのが、244万6,000円になります。（3）の補助率につきましては、子ども・子育て支援交付金のほうで、国3分の1、県3分の1、市3分の1になります。3番の補正予算額のほうなんですけど、こちらは今年度事業でして、国と県のほうから、歳入のほうの補正もございまして、国のほうが81万5,000円、県のほうも同額になります。歳出につきましては、先ほどの244万6,000円を増額補正させていただきたいと思っております。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。福田委員。

○福田委員 この事業は何人ぐらい利用されているんですか。

○野中保育課長 まず、キッズケア「なおる一む」のほうなんですけど、昨年度の実績が126名だったのですが、今年度見込みでは25名増えまして、151名を見込んでございます。

○矢口委員長 ほかにいかがですか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。国庫支出金返還事業及び放課後児童クラブ推進事業の補正予算（案）について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 国庫支出金返還事業及び放課後児童クラブ推進事業の補正予算（案）について、御説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、国庫支出金返還事業につきましては、昨年度の事業の中で、特に一時預かりの児童数が当初の見込みを下回ったこと、更に放課後児童クラブ推進事業につきましても、児童クラブの年間開所日数と、支援員の勤務日数が当初の見込みを下回り、昨年度の交付金の返還が必要になったことから、増額補正をお願いするものでございます。こちらはどちらも、子ども・子育て支援交付金の対象になりまして、補助率は、国3分の1、県3分の1、市3分の1でございます。2番の補正の概要ですが、国庫支出金返還事業は、超過交付額が249万9,000円、こちらが返還金になります。放課後児童クラブ推進事業につきましては、超過交付額が174万6,000円で、こちらが返還金になります。3番の補正予算ですが、こちらは目が違っておりまして、歳出で国庫支出金返還事業は6目の私立保育園費としまして249万9,000円を計上させていただき、放課後児童クラブ推進事業につきましては13目放課後児童費ということで、174万6,000円を計上させていただくものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますか。  
（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。債権の放棄（子育て短期支援事業利用者徴収金）について、執行部より説明願います。

○直井こども包括支援課長 債権に関しましては、子育て短期支援事業で発生しました利用者負担金となります。この事業は、保護者の疾病、その他の理由により、家庭において子供を養育することが一時的に困難な場合に、児童養護施設等において、一定期間養育保護を行う事業となっております。私債権であり、債権発生日の翌日から10年が時効消滅時効の期間となります。債権者は1名であり、放棄する債権の総額は4万1,250円となります。理由としましては、消滅時効期間の経過により、今後の徴収が極めて困難であるため、債権を放棄するものでございます。滞納が発生した平成24年以降、督促、催促をしまいましたが、最終的には居所不明となり、それ以上の接触ができないまま消滅時効期間が経過したものとなっております。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますか。  
（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。債権の放棄（児童クラブ育成料）について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 資料の⑧-1を御覧いただければと思います。児童クラブ育成料の債権放棄（案）について、御説明させていただきます。1番の議案の趣旨ですが、児童クラブ育成料に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条、第1項、第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。2番の債権の概要ですが、（1）債権の目的は、児童クラブの利用に当たり、保護者から月ごとに徴収される利用料になります。2番の債権の種類は私債権、（3）の消滅時効の期間は5年になります。3番の債権者人数は、100名でございます。4番の放棄する債権の総額は236万8,500円、5番の放棄の理由ですが、別添の⑧-2を付けたので、御覧いただければと思います。こちらの法規対象債権の内訳表のほうで、住所と氏名は、今回、事前委員会では記載削除になっていますが、その他に債権の金額、年度を記載してございます。今回、児童クラブの育成料につきましては、平成

19年度が一番古い債権で、今から14年前の債権もまだ残ってるものがありましたので、そちらも先ほど私のほうで消滅時効5年とお伝えしたんですが、今まで残ってるものも全部整理したものでございます。債権者の番号は1番から10番になりますが、当該債権の消滅時効期間の経過によりまして、今後の徴収が極めて困難であるため、債権の放棄をお願いするものでございます。これらの債務者につきましては、徴収努力を続けても支払がなく、債務承認書送付によりまして最終の支払意思確認をするも、連絡、支払も確認できないものとなります。うちのほうで9月3日に、債務承認書を発送しました。こちらは全体で134名の方に発送したんですが、こちらのほうで債務承認、納付予定、時効の援用された方が34名いらっしゃって、残りの100名の方、こちらの債権放棄をお願いするものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。その他に入ります。「（仮称）土浦市こども計画（案）」に係るパブリック・コメントの実施について、執行部より説明願います。

○中川こども政策課長 資料9をお願いいたします。（仮称）土浦市こども計画（案）に係るパブリック・コメントの実施についてです。この計画は、現行の土浦市子ども子育て支援事業計画の計画期間終了に伴いまして、次期計画とともに、市町村子ども計画、子供の貧困対策やヤングケアラー支援対策等を包含した一体的な計画を策定するものでございます。現在、子ども子育て会議、外部会議を5回開催いたしまして、委員の皆様からいろいろ御意見をいただきまして、計画がまとまりましたことから、パブリックコメントを実施したいと考えております。実施期間は、12月11日から来年1月8日までとなっております。計画案につきましては、別添資料の9-2、9-3となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。霞ヶ岡保育所に係る民間活力導入事業の進捗状況について、執行部より説明願います。

○中川こども政策課長 資料の10をお願いいたします。霞ヶ岡の移管先事業所によります民間活力導入の進捗状況になっております。移管先事業所による新園舎整備につきましては、本年7月に実施されました工事の入札が不調となったことは、9月の委員会にて御説明をさせていただきました。その後についての御報告となります。10月12日に、保護者との3者懇談会を実施いたしました。園舎整備に遅れが生じることや、4月以降の保育体制について、事業所からの説明をさせていただきました。保護者からは、どちらかという、現体制が維持できるような要望をいただきましたので、今後來年の4月に向けて、移管がうまくできるよということ御説明をさせていただきました。工事入札につきましてですけれども、10月31日に設計を一部変更するなど条件を変更し、入札を行いました。また金額が折り合わず、落札者がありませんでした。その後、11月21日、先週ですけれども、再入札を実施いたしました。これについても、応札者がありませんでした。この後なんですけれども、国に定める社会福祉法人における入札契約等の扱いによりますと、再入札でも落札差がない場合は、予定価格内での随意契約に切り替えることができるようになっておりますことから、個々の建設業者に直接掛け合せて契約業

者を探してもらうこととなります。予定価格は変えることはできませんけれども、その他の条件については、多少条件を変えて契約ができるということになります。今後の整備スケジュールにつきましては、保護者の方の支障が最小限になるよう、進捗管理をしてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

○勝田委員 今、お子さんは通ってらっしゃる子がいるわけですね。来年4月1日から祥風会さんに移管をするわけですが、この整備工事は11月21日も落札できてないわけだから、4月1日に整備が終わった状態で入るとするのは多分現実的には難しいですけど、今の施設の中でお子さんたちは4月1日以降も通われるという、まずはそういうことでよろしいですね。

○中川こども政策課長 委員がおっしゃったとおりで、現の霞ヶ岡保育所を民間に貸付けという形で、家賃という形で使用料をいただきながら、整備が整うまで、現の保育所でお子様をお預かりして、運営だけ民間に移管するというような形となります。

○勝田委員 随契が可能だということなんですが、何回かやって落ちないものなので、随契で、予算の範囲の中でやればいいのかと思うんですけど、先の話になってしまうのでちょっと答えられないかもしれないですけど、これ随契でも難しい場合っていう場合は、どういうふうに契約上は対応されるわけですか。

○中川こども政策課長 随契に切り替える場合は、今言った予定価格を変えることができないので、それでもどうしても、今やっぱり物価高騰とか、それから人件費高騰で入札が落ちないのはどこの工事も同じかと思うんですけども、万が一ということであれば、予定価格を上げて入札をかけるほかないのかなと思うんですけども。やはり、民間の事業所さんでもありますし、この先の運営のことを考えますと、どのぐらいその予定価格が上げられるのかということころは、委託先のほうの資金繰りというかですかね、国から補助が出まして、整備補助が出るんですけども、こちらもどうしても金額がもう上限まで決まっちゃって、それ以上は、これ以上上げて、予定価格を上げたとしても、上限以上はもらえないので、あくまでも事業所さんのお財布事情というか、そういう形になってしまいますので、そのところがなかなか厳しくなっているところでもあります。

○勝田委員 ちょっと答えづらい話で申し訳なかったんですけど、そうすると、それは本当に仮定の話ですが、随契でも、その予定価格の範囲内で、もしできないというようなことになった場合、変更もあり得るということだと思うんですけど、そうすると、そもそもこの祥風会さんも複数ある中から多分選ばれたというか、条件をクリアして取られてると思うんですけど、そこに立ち戻るといったことなんですか。要は、予定価格が上がったので、他の方どうなんですかということをする必要があるんでしょうか。それとも、それは祥風会さんが継続でやれるというようなことなんですか。

○中川こども政策課長 まず、この民間活力導入の条件としましては、あくまでも運営を民間に移管ということが条件になっております。そういったお互いの協定書を結んでいるものですので、この協定書自体にはあまり抵触はしないんですが、やはり条件ですね。いくつかあった業者さんの中から、新しいところで、新しい園舎で整備ができるよという条件があつての順位というか、点数が一番に上がって選ばれてるということですので、これは是が非でもやっていただければという。そこになると本当に、どうしてそこを選んだのかということころには、今言ったよう

に立ち戻るしかなくなってしまうので、民間活力導入の協定書には、その新しい園舎にすることという条件は入ってないんです。実は、できないとしても、移管が4月1日に間違いなくできれば、そこはクリアはできるんですが、今言った選ばれる理由として、それから、保護者の方にも新しい園舎ができるよという説明して以上は、新しい園舎を作っていただければ、これは市としても困るところにはなると思います。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で提出された資料の説明は終了しました。それでは、そのほか何か執行部からございますでしょうか。

○真家こども未来部長 以上でございます。ありがとうございました。

○矢口委員長 委員の皆様からは、そのほか何か質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上でこども未来部は終了します。お疲れ様でございました。それでは、暫時休憩いたします。

(午後0時14分休憩)

(午後0時17分再開)

○矢口委員長 文教厚生委員会を再開いたします。それでは、天貝行政経営長よろしく申し上げます。

○天貝行政経営課長 フォルダのほうがございます、公共施設関係のフォルダになります。そちらの一番先頭の公共施設再編・再配置計画に基づく進捗状況という資料をお開き願います。進捗状況を3点ほど御報告がございます。まず、1番目の課題のある検討対象施設、こちら29施設でございますけれども、その配置方針原案につきましては、事前に委員の皆様個別に御説明したというものでございまして、検討対象施設の配置方針を先日開催いたしまして、外部委員会であります策定委員会で御協議いただきまして、方針の案として取りまとめを行いました。内容につきましては、事前に御説明した内容から変更がございませんので、説明は割愛させていただきます。つづきまして、2点目です。2番の先行して再編方針を検討しております五中地区における公共施設再編方針(案)についてです。御案内のとおり、これまで地区内の方々と意見交換をした上で、再編方針の原案を作成し、外部委員会の策定委員会の協議を経まして、再編方針(案)として取りまとめに至りましたので、その進捗について、御説明いたします。(1)の第2回意見交換会につきましては、地区長を始め24名の住民参加の下、提案させていただいた再編方針案におおむね賛成をいただきました。その意見交換会での内容及び第3回の案内についてを広報誌11月中旬号と併せまして、五中地区内に別添のチラシの回覧、こちらを用いまして周知を図っております。第3回目の意見交換会につきましては、枠内に記載のように、12月17日に、主に報告になりますけれども、外部委員会を経て取りまとめた再編方針案について、報告説明を行ってまいりたいと考えてございます。その再編方針(案)につきましては、資料4をお願いいたします。こちらの方針案につきましてはパブコメを実施するための資料でありますので、これまでの取組経緯につきましては盛り込んだものとなっております。ボリュームがありますので、かいつまんで御説明をさせていただきます。まず、7ページをお願いいたします。9月に行いましたWebアンケートについての概要をまとめたものです。円グラフの右側のとおり、回答者の半数がおおつ野の方だったということもあり、

下の棒グラフの下から3つ目に示しますように、おおつ野へ移転して欲しいという意見が7件ございました。次のページをお願いいたします。再編の具体案でございますけれども、御案内のとおり、支所の一部サービスを公民館に移転し、湖畔荘の集会施設としてのサービスを公民館に移転した上で、温浴サービスを同種施設に集約する旨を示してございます。つづきまして、10ページをお願いいたします。下段の4番、公民館の施設整備方針におきましては、現施設を長寿命化プラス増築する理由としまして、枠の中に3点ほど挙げてございまして、地区内の中心に位置している立地の面、それから、中学校と隣接しており、中学生の利用も期待できること、そして、事業費の抑制を挙げますとともに、下の文章のところで下から6行目以降に記しましたように、総合管理計画で掲げる公共施設管理の方針のとおり、施設を80年使用するというところで、財政負担を軽減するという観点からも、長寿命化及び増築の妥当性を示したというものでございます。最後に13ページになります。10番の今後のスケジュールでは、図に示すように、来年度からの基本実施設計、そして、令和9年、10年の工事を経まして、令和11年頃にリニューアルオープンするという予定でございまして、これは全体に対するパブリックコメントを募集するというところでございます。先ほどの資料に戻っていただきたいと思っております。公共施設再編・再配置計画に基づく進捗状況についてという先頭の資料です。こちら1ページ目の一番下の(3)支所の開所日の変更と移転後の名称の変更についてです。これまで、閉所日につきましては、今年度末を予定しておりましたけれども、年度末、年度始めには住所異動や納税等の手続が増えるということから、利用者の利便性を勘案しまして、閉所日を1か月延期し、4月末としたいと存じます。次のページをお願いいたします。上大津公民館への移転後の名称につきましては、全てのサービスを移転するものではないことから、上大津出張所といたしまして、逆に全てのサービスを提供しております神立出張所を神立支所に改めるものでございます。名称変更には、行政組織条例の改正が必要になることから、来年3月の第1回定例会に条例改正の議案を上程させていただく予定でございまして、それから、枠の中の①に記載のとおり、5月上旬に機器等の引越作業を行いまして、ゴールデンウィーク明けに、上大津出張所として開所するスケジュールを予定してございます。また、②開所後の窓口の開所日時につきましては、公民館の開館日に合わせて、月曜の休館日を除く火曜から日曜の夕方5時15分までといたします。なお、本庁との遠隔通信により、発行処理を行う戸籍証明書につきましては、市民課が休みの土曜日の発行ができないということになります。つづきまして、3点目、公共施設包括管理業務委託の公募型プロポーザルの結果でございまして、(2)に記載のとおり、応募者4社からプレゼンを受けまして、審査の結果、記載の事業者を優先交渉権者に選定いたしました。今後は、(3)のスケジュールどおり詳細協議を行った上で、契約を締結しまして、来年4月からの業務を開始してまいります。なお、包括管理業者から設備点検業務や修繕業務等の委託先となります市内事業者向けの説明会につきましても、包括管理事業者とともに開催を計画しておりますので、日時が決まりましたら、議員の皆様にもメールにてお知らせをしたいと考えてございます。

○矢口委員長 ただ今の説明に関して、皆様から質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で提出された資料の説明は、終了しました。そのほか何か執行部のほうからございますか。

○天貝行政経営課長 特にございません。

○矢口委員長 委員の皆さんからはございますでしょうか。

○鈴木委員 五中地区の公共施設の再編方針とか、今出た上での話なんですけども、意見交換会が開かれて、大体定員が20名で設定されてるんだけど、この20名というのは、役所側から示した20人なのか、それとも、全体に募集して集まってきた20人なのか。どっちでしょう。

○天貝行政経営課長 20名という枠ですけれども、上大津地区公民館の集会室というところでやっている関係で、あとは意見交換ですので、あまり大勢の方ですと意見交換ができないだろうという考えから、20名という限度を設けまして、そして、出席者につきましては、まずは各地区の地区長さんに出席を依頼しております。その他、一般の方を広く募集したというものでございます。

○鈴木委員 大体、区長さんは全部理解しての上でということでしょうか。

○天貝行政経営課長 欠席の区長さんについては、副区長さんに来ていただいたりと、代理の方を立てていただくようお願いしてございますので、理解をされていたことと考えております。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。